

一復第一三七四號

第一復員官著一撥

船舶臨時乗組員の給與について

昭和二十二年九月三日

第一復員局文書課長

9/5
15/1

船舶臨時乗組員の給與は昭和二十二年九月一日以降左記の通り
實施せられたる命により通知する

左記

- 一、俸給、暫定加給、暫定加給臨時増給、臨時勤勞手当及び臨時
家族手当並びに退職手当については上陸地支局所屬の第一復員
官著職員たる嘱託の例による
- 二、乗組員に應じ乗組員として一日二十圓を支給する
- 三、乗組員に應じ乗組員として一日二十圓を支給する
- 四、乗組員に應じ乗組員として一日二十圓を支給する
- 五、乗組員に應じ乗組員として一日二十圓を支給する
- 六、乗組員に應じ乗組員として一日二十圓を支給する

本局内の各部課旅費配當

昭和二十二年九月二十九日

第一復員局總務部長

整理課長 殿

二十二年度末迄の旅費として次の如く配當します。尙旅費は六月二十八日
 附一復員局内の旅費の使用統制について一に準據して運用し年度末に不足
 を生じない様に厳に留意せられたい。

配當額

	既配當額	追加額	計
出張旅費	九,〇〇〇	八,〇〇〇	一七,〇〇〇
會同所要旅費	〇	〇	〇
出頭旅費	〇	〇	〇
計	九,〇〇〇	八,〇〇〇	一七,〇〇〇

0961

備

考

一 出頭旅費は文書課に一括配當する。

二 復員局の規定により差出す傳書使の旅費も各部課配當の分にて
賄ふものとす。

三 既配當額とは六月二十八日附で配當したもの

向單位 圓

0962

整理課

復第 一五五九 號

(奉復員官署及各地方廳世話課長へ通知)

在外新祿費及死没者給與費に係る給與金を受給者に
振替送金する為に忽する振替料金等の整理係領に
ついで

昭和二十二年十一月二十五日 厚生省第一復員局文書課長

標記の件について別紙のとおり定められたる
命により通知する

0963

11/27 / 54号

別紙

在外部隊費及死没者給興費に係る給興金を受給者に支給
する為に原寸の振替料金を算の取上理原領

一 従来世話課に於て地方費として支出して来た在外部隊費及死
没者給興費に係る給興金に於て、前記振替料金を算する為に原
寸の振替料金を又出張交納の為に原寸の出張旅費（以下送
金雑費という）は十二月一日以降支拂命令に於いて原則とし
て直接國費支拂に改めらる

二 繰第九七二号別冊（般會計歳入歳出科目表附解説）中の
通り改正する

(外) 旅費 (目)

在外部隊費 (節)

の次

0964

「給興金交付旅費」(節)

「解散」

在外部旅費及死没者給興費に依る給興金の為の職員の出張旅費

を挿入する

(四) 口役旅費(目)

手数料(節)

の次に

「送金手数料」(節)

「解散」

在外部旅費及死没者給興費に依る給興金を受給者に振替送金する為に要する振替料金を

を挿入する

三、送金雑費として使用し得る限度は受給者が直接世話課に出頭し

て受領するし、その際、振替送金又は出張支拂を要するものにつ

きその全額を振替送金する場合に要する経費の限度とする。

出張支拂の為使用し得る旅費の限度は当該件数を振替送金

する場合に要する金額の範囲とする。振替送金又は出張

支拂以外の方法で支拂をする為経費を要する場合に前三項に於

0965

に支拂小こしが出来ず

四、送金雜費に係る前渡資金の請求は振替送金又は出張支拂を
要するものにつき一件当り1000円までのものは5円を、1000円
を超ゆるものは7円を乗じて得た金額の範囲内で実施するを
要する

五、前項の請求に當つて後述の送金手数料(節)に本
で定むるものとし出張支拂の為の雑費の前渡金を必要とする
場合はその請求額につき送金手数料として受領済の前渡資金
中より在外前渡金交付雑費へ流用整理するものとする
前項の請求及び流用整理については米復員者給與処理規程に定
めるところによる

六、送金雜費の使用限度額に對して猶不足を生ずる場合は從
米復員者給與費で支弁すること

0966

「不正手段による支拂請求の防止等に関する法律」について

一 本法律制定の経緯

一 終戦後財政支出の著るしい増加に對しては、かねて關係方面からも深い關心が寄せられていたが、昨年九月に至り日本政府に對し「政府支出の削減に關する指令第一七七五號」が發せられた。

參考のためその要旨を録記すれば、左の通りである。

一 政府の支拂はすべて公定價格によらねばならぬ
一 占領軍需要物資と一般需要物資との間に差別的價格を設けてはならぬ（勞務も同様）

一 勞務賃金の支拂に中間搾取の介在を許さぬ

一 政府は國に對する水増し等の虚偽の請求に對する不當な支出を防ぐため適切な監査、監督の機構を設けること

一 本指令に對處し政府は十月二十四日物資の需給、政府支拂の自由拂等の事項を含む閣議決定をなしたことは當時の新聞紙上等で報道された通りであり、政府支拂の全面的な自由支拂の措置は本年一月十六日からその實施を見たのであるが、右の内政府支拂の適正を期する目的を以てここに本法律が制定され十二月十三日から施行される

に至つたものである。

尙本法は十二月十二日附の官報に登載されてゐる。

以下業務の参考を以て思はれる事項を要約して述べる。

三、本法律の内容の概要

一、本法適用の対象となる契約

一、國、連合國軍、特別調達廳のためになされた契約（一條前段）

二、地方公共團體、公園のためになされた契約（四條前段）

三、右に掲げる契約の下請契約（五條ノ項前段）

二、契約の給付者の義務（二條ノ項）

一、見積内譯書の提出（五條ノ項附則四條）

二、支拂請求内譯書の作成（一條四條）

三、誓約書の作成（三條）

四、精算書の提出（七條ノ項々項）

五、貸金支拂簿の備付（附五條ノ項）

三、支拂擔當者たる政府（公共團體）の義務及び権限

一、對價の支拂の前提條件（六條ノ項々項）

二、質問、臨檢及び検査（十條ノ項）

三、その他賃金支拂の制限（十一條）

直接關係あり

直接關係なし

直接關係あり

四 その他契約金額の確定（九條三項八條十三條）

罰則（給付者のみに適用）等

直接關係なし

三 右の通り本法律は政府（地方公共團體）に對する不正支拂を防止することを目的としたもので、主として契約の相手方である給付者の義務並びにその權利行使の制限を規定したものであるが、その反面支拂者側である政府や地方公共團體の支拂擔當官に對しても支拂實施上本法律で一定の義務を課し、本法律の定める所によらなければ支拂してはならぬことを規定してゐる。

一 本法適用の對象となる契約

二 國の予算支出を伴う全ての請負契約、賣買契約、賃貸借契約等がその對象となる。即ち工事の完成物の生産という請負契約の外その他の「役務の給付」には輸送、給水、送電、ガス供給、土地、家屋、倉庫の賃貸借等の外、一般勞務、藝能の提供、荷役作業、その他既製品、中古品等の賣買契約又は保險契約等も本項に包含される。

三 地方公共團體のためになされた前記二に相當する契約も同様である。

四 政府（地方公共團體）の職員が支拂をする場合に提出させなければ

ならぬ書類（六條二項三項）

(1) 支拂請求内譯書（一條四條）

支拂請求内譯書は支拂請求書に添付すべき内譯書であつて、その書式は、昭和二十二年十二月十二日（附官報）總理廳外十一省合同省令第五號で定められ、昭和二十三年二月十四日（附官報）合同省令第一號で一部改正されている。

◎ 内譯書記載について

- 當該契約給付に關してはその内容を諸雜費を除くすべての構成諸要素にときほくして定められた書式に従つて材料費、勞務費及び諸役務費についてその内譯の詳細を明記しなければならぬ。
- 諸役務については種類及び價格の内譯として種類別の數量と單價とが明示せらるべきで何々一式とする一括記載はいけぬ。
- 物價統制令に規定する統制額とは、物價廳長官の指定した價格等（令第四條）、同じくその認可した價格等（令第五條）他の法令により規定された額又は他の法令に基く行政官廳の決定、命令許可、認可その他の處分により指定された價格等（令第七條）をいう。
- 統制額のある物又は役務については、その内譯細分を要しない。

(一 條一 號) 従つて物は勿論役務のうちで、運賃、倉敷料、電氣ガス、水道料金、及び土地、家屋等の賃貸料等に統制額がある場合には、その價格(單價及び數量)自體を記載すれば足りる。

○ 統制額のない物については、それ等の合計金額が當該契約金額の二百分の一に達する迄の分については、價格と數量のみを記載すれば足り、諸要素に分解して記載する必要がない。(一 條二 號) これは契約の給付者の便宜を考慮したものである。

○ 統制額のない物については更に第一條第三號で例外規定を設けてあるが、これは主として借受者としての國の立場から購入の便宜を計つたものである。例えば書籍や土地、建物等又は紙、墨、紐等々の購入については、給付者にその雜費要素の詳細の内體を明記して請求させることは事實上困難である。そこで國については、一般會計歳出予算の千分の三に相當する金額(二十二年度は約六億三千萬圓)の範囲内で、大藏大臣がその必要慶を勘案して請求書に内譯の記載がなくても支拂をなし得る購入契約の種類及び金額を指定し得ることとしている。本件購入契約の種類については昭和二十三年一月三十日大藏省告示第三十三號を以て一左に掲げる歳出科目の予算に基づいて契約するものと指定された。(一月

三十日附官報参照

一 終戦処理費

一 賠償施設處理費

三 交際費

二 消耗品費

二 役務費

六 備品費

三 原材料費

六 施設費

尙各廳毎に金額の限度については、近々大藏大臣から各省各廳の長宛御書を発し、それに基づいて更に各支出官に對し金額の指定を見ることになつてゐる。

要約すれば右の科目支辨に屬する購入物件でその價格が一定の予算金額以内のもの、内訳調額のないうちのものについては、内訳書の内譯を記載しないてよいといふわけである。

尙右該當物件で第二號にも該當するものは第二號を適用して差支ないことは勿論である。

次に地方公共團體については第四條の後段に

「地方公共團體の一般會計歳出予算額の千分の一に相當する金額（その金額が一万圓に達しないときはは一万圓）を超えない範圍内において購入するもの並びに地方公共團體がその事業の用に供するため購入する土地及び建物（註六、三制實施の必要上）に限ると規定している。そこで世話課の地方費については各當該都道府

縣毎に知事がその金額を指定することになるであろう。

0973

尙國の場合の如く購入契約の種類制限はない。

◎内譯書の價額及び賃金の計算方法（二條）

○二條の「物價統制令第二條に規定する價額等」とは價格、運送賃、保管料、保険料、賃貸料、加工賃、修繕料その他の給付の對價としての財産的給付をいうことが規定されている。

○統制額を超えないう價格等で計算してよいといふことは、その限度迄支拂わねばならぬといふことではない。

○一般職種別賃金については、十二月二十七日附（官報）勞働省告示第八號を以て告示されているからこれについて見られたい。

◎舊約書（三條）

誓約書の書式は、前記二月十四日各省會同省令第一號（二月十四日附官報）の第二條の二で定められた。

◎見積内譯書（九條）

見積内譯書の書式は支拂請求内譯書の書式を準用される。（前記會同省令第一條二項）

○物の購入契約の場合には本法にいう見積内譯書の提出を必要としない。物の購入契約とは、注文に基いて物を生産して納入する

請負契約ではなく、商人等から物を購入する普通の賣買契約をいう。この場合には支拂請求内譯書と誓約書とを提出させればよい。會計法規上の手續としての物品納入の場合の見積書提出の要否は本法でいう見積内譯書提出の要否とは別箇の問題である。

以上三種の書類が政府職員が支拂をする場合に必ず必要を要件である。物の購入契約の場合には見積内譯書は不要。若し形式的に右三種の書類の提出がないにも拘らず支拂をなし、又は實質的に適法でない書類が提出された場合にその不適法なことを知り又は知らずして支拂がなされた場合においては、その支拂部分については法律上當然無効な支拂と解すべきであろう。

(但しその場合當該政府職員に對しては法律上の罰則の規定は設けられていない)

尙餘り關係はないと思われるが、前拂の約定のある契約において契約履行後尙支拂うべき殘額のあるものについては、別に精算書を提出させなければならぬ。(七條3項6項)

四 計算證明との關係

以上述べた支拂上必要な諸要件は、從來の會計諸法令とは全然別箇な法律に基くものであるが計算證明上は、計算證明規則第二十二條に規

定する「支出の所由及び計算の基くところを證明する書類」として、各支拂證據書に添付し會計検査院に提出しなければならぬ。
(地方費についての證明は、各世話課において各々所屬府縣につき研究されたい)

但し本法施行後本法の周知徹底までには、相當の時日が経過し尙第一條第三號に該當する金額の指定も現に行われていない實情から、既に證明のため提出済の證據書類に本法の規定する必要書類を添付することは、甚だ困難であると思われるので、その處理については、關係方面と協議の上別途示したいと思ふが過去の分については必ず本法により處理した書類は整備すると共に、今後の分については必ず本法により處理した上證據書類に添付するよう注意ありたい。

以上本法の解釋、適用並びに證明上との關係につき各所の業務上差當り参考となると思われる程度の概説を試みたが、もとよりこれは一應の手引に過ぎない。

實務に當つては各契約毎にあらゆる物資等の統制額の有無の調査複雑極まる價格の計算等經理關係者にとつては、實際上不可能と思われるまでの困難があることは想像に難くないか、かゝる事情をも考慮の上しかもこの法律を制定されなければならぬ今日の事情に思をいたし、本法の

研究並びに実施につき懇切の努力を煩わしたい。

0976